

令和6年度農地集積・集約化対策実施方針

1 目的

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農地集積・集約化を推進するため、さらに人・農地関連法の見直しによる目標地図の素案作成など、農地利用最適化推進委員が中心となり年間を通して農業委員会全体として取組む具体的な活動方法を定めるものです。

2 担い手情報及び出し手情報の把握

- ① 地域計画策定に係る農業経営意向調査（担い手アンケート）による意向や課題等の把握、未回答者からのアンケート回収など情報収集に努める。
- ② 出し手の情報及び意向については、随時把握に努めるものとし、担い手との効果的なマッチングを進め、将来的な農地集積・集約化を見据えた情報提供を行う。

3 農地集積・集約化

- ① 目標地図素案作成に向けた取組
 - ・市や関係機関と連携し、目標地図素案作成に向けた活動を行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、担い手アンケート等によって把握した出し手や受け手の意向を基に、中心経営体への農地の集約化に向けた活動を行います。
- ② 担い手意向への対応
 - ・担い手の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介を行います。（担い手同士の農地交換（売買）の仲介等も含む。）
- ③ 農地中間管理機構との連携
 - ・農地集積にあたっては、機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業を積極的に活用します。
 - ・機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業の転貸機能（※1）での集約化を図ります。
 - ・農地中間管理事業で受け手の見つからない農地（※2）にあっては、機構コーディネーターと連携し、担い手への集約化を図ります。

4 改正法を踏まえた活動

- ① 市や関係機関との協議
 - ・目標地図素案、アンケート調査結果、地域計画の範囲、主体となる担い手の把握など、地域での話し合いとなる「協議の場」に参加します。
- ② 農地の出し手・受け手への意向把握
 - ・これまでの意向把握の結果の整理、意向把握が必要な地域や対象者の整理、意向把握の手法や項目の検討を行います。

③ 目標地図の素案作成

- ・所有者、耕作者等の意向把握を行い、把握した意向を地図へ反映させ、さらに受け手と出し手の調整を行いながら、目標地図の素案を作成します。

令和6年度新規就農・新規参入実施方針

1 目的

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、新規就農・新規参入を推進するため、また農業委員会による最適化活動の推進等についての目標を達成するための具体的な活動方法を定めるものです。

2 新規就農の促進

- ① 農家の後継者、青年、女性、定年帰農者、U J I ターン者等の新規就農希望者に農業委員会、市、普及センター等の関係機関が連携して就農を促進します。
- ② 新規就農にあたり農地が必要な場合は、就農候補地のあっせんや農地所有者を仲介します。
- ③ 新規就農者の就農希望に速やかな対応ができるよう定期的に空きハウス調査を行います。
- ④ 次代の担い手の掘り起こしを行います。
- ⑤ 新規就農者の地域への溶け込みを支援します。

3 新規参入の促進

- ① 農地所有適格法人以外の一般企業は貸借（解除条件付）で農地権利を取得することが可能となっており、企業参入事例や農地の情報提供等の支援を行います。
- ② 一般企業が農地の権利を取得する場合は、地域との調和を図る必要があることから地域集落への溶け込みを支援します。

4 農業委員会による最適化活動の推進等についての目標達成について

- ① 農地の所有者から、新規就農・新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得て情報提供を行うことにより、円滑な受け入れ態勢の構築を目指します。
- ② 新規参入相談会への参加をします。
 - ・都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に積極的に参加します。参加した回数が成果となります。